

コンクリート工学編集委員会規定

昭和 52 年 3 月 01 日 制定

平成 26 年 2 月 28 日 改正

(目 的)

第 1 条 この規定は、コンクリート工学編集委員会（以下、委員会という）の組織、業務および運営について必要な事項を定める。

(業 務)

第 2 条 委員会は、「コンクリート工学」誌（以下、本誌という）の編集・発行に関し必要な事項を処理する。

(構 成)

第 3 条 委員会は、原則として 40 名以内の委員および若干名の特別委員をもって構成する。
2. 特別委員は、本誌の編集上必要な専門家とする。

(委員の選任)

第 4 条 委員および特別委員は、日本コンクリート工学会会長が理事会に諮って選任し委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。委員長は、図書編集担当理事が当たる。
2. 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。

(副委員長)

第 7 条 委員会に副委員長を置く。
2. 副委員長は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。
3. 副委員長は、委員長に事故がある時に、委員長の代行を務める。

(幹 事)

第 8 条 委員会に原則として 10 名以内の幹事を置く。
2. 幹事は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

(委員会の審議事項)

第 9 条 委員会は、本誌の編集・発行に関する次の事項を審議し決定する。
(1) 本誌の編集方針
(2) 本誌の編集に関する企画・調査
(3) 本誌の原稿の執筆依頼および査読
(4) その他委員会の業務遂行に必要な事項

(委員会の運営)

第10条 委員会は委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。

(改 廃)

第11条 この規定の改廃は、委員会が発議し、図書編集委員会の議を経て、理事会が決定する。

付 則

1. この規定は、昭和52年3月1日より施行する。
2. 平成26年2月28日に規定を改正し、規定と申し合わせに分割する。
3. 改正した規定は、平成26年4月1日より施行する。